

# 紫波町国土強靱化地域計画 (素案)

概要版

紫 波 町

# 国土強靱化地域計画について

## ■ 国土強靱化とは

- これまで、地震や水害等、想定外とも言える大規模自然災害の発生を受け、我が国は「災害の発生 → 甚大な被害 → 長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。
- これを避けるためには、とにかく人命を守り、経済社会への致命的な被害を避けて迅速に回復する、「強さとしなやかさ」の構築を目指して、平時から継続的に取り組むことが重要です。
- こうした背景から、国は「強くしなやかな（＝強靱な）国土」とするためにも、地域での強靱化への取組みを推進し、支援を強化しています。
- 当町においても強靱化への取組みを計画的に進めるため、今般、国土強靱化地域計画を策定するものです。

## ■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い

国土強靱化地域計画	地域防災計画
過去に受けた自然災害を基に、同様の災害で最悪の事態に陥らず、万が一被害を受けても最小限度に食い止め、早期に回復する国土を平時から構築するための計画（根拠法令：国土強靱化基本法）	風水害や地震など、想定された被害状況を前提として、災害の予防対策、応急対策、災害復旧・復興に関して定めた計画（根拠法令：災害対策基本法）

# 紫波町国土強靱化地域計画の構成

## 第1章 計画の趣旨

趣旨、計画の位置付け、紫波町地域防災計画との関係、計画期間

## 第2章 基本的な考え方

基本目標、事前に備えるべき目標、基本的な方針、SDGsの推進

## 第3章 想定するリスク

紫波町の地域特性、対象とする自然災害、起きてはならない最悪の事態の設定、施策分野の設定

## 第4章 脆弱性評価

脆弱性評価の考え方、脆弱性評価の結果

## 第5章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

## 第6章 重点方策

分野別の重点方策

## 第7章 計画の推進と進捗管理

推進体制、計画の進捗管理、計画の見直し

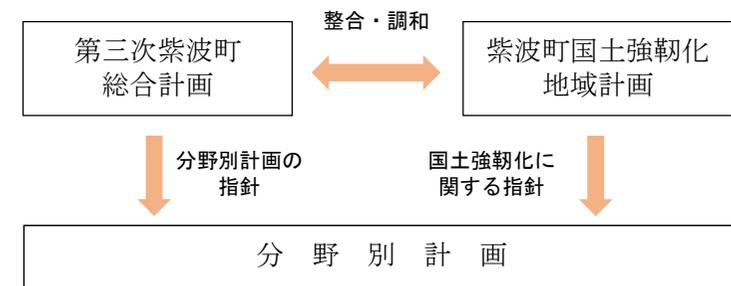
# 第1章 計画の趣旨 (本編P1)

## 1 趣旨

国や県の国土強靱化に関する計画との調和を図るとともに、近隣市町との連携を強化しながら、大規模自然災害が発生しても「暮らし心地の良いまち」への取組みが停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを推進するための指針として策定。

## 2 計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条に基づく地域計画であり、当町における国土強靱化に関し、総合計画や総合戦略と整合・調和を図ります。



## 3 紫波町地域防災計画との関係

- 国土強靱化地域計画は、あらゆる自然災害からのリスクを想定し、主に災害が発生する前における平時の施策を対象とした、町全体の強靱化に関する総合的な指針
- 一方、災害対策基本法に基づく紫波町地域防災計画は、風水害や地震等の災害リスクを特定して、主に災害発生後の対応について実施すべき事項を定めた計画

## 4 計画期間

第三次紫波町総合計画前期基本計画との整合性を図り、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

## 第2章 基本的な考え方① (本編P2)

### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

## 第2章 基本的な考え方② (本編P2～3)

### 3 基本的な方針

#### (1) 地域強靱化に向けた取組姿勢

- ア 長期的な視野を持って計画的に実施
- イ 地域の活力を高める視点を持つ

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ア 当町の特性に合ったハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進
- イ 住民、民間事業者、行政が連携・協力
- ウ 非常時のみならず、平時にも有効活用

#### (3) 効率的な施策の推進

- ア 効率的な行政運営に配慮し、施策を重点化
- イ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進
- ウ 国施策の積極的な活用、公民連携による施策の推進

#### (4) 当町の特性に応じた施策の推進

- ア 総合計画及び総合戦略との調和、地域コミュニティや地域経済の強靱化の推進
- イ 性差によるニーズの違い、高齢者、子ども、障がい者、外国人等、多様性に配慮
- ウ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

# 第3章 想定するリスク① (本編P4~6)

## 大規模自然災害

## 地震、風水害・土砂災害、雪害、その他(林野火災)

### 23の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

目標	起きてはならない最悪の事態	目標	起きてはならない最悪の事態
① 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)	③ 必要不可欠な行政機能を維持する	3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		④ 地域経済システムを機能不全に陥らせない
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	4-2 食料等の安定供給の停滞	
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等からくる避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生		5-2 上水道の長時間にわたる供給停止
② 救助・救急、医療活動を迅速に行う	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	⑥ 制御不能な二次災害を発生させない	5-3 汚水処理施設の長時間にわたる機能停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	⑦ 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	6-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生		7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2-6 災害救助における活動拠点、資機材等の不足		7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

## 第3章 想定するリスク② (本編P7)

### 施策分野の設定

国及び県の計画を参考に、総合計画等の施策分野も勘案して、次のとおり個別施策分野と横断的分野を設定しました。

#### (1) 個別施策分野

- ①保健・医療・福祉
- ②産業・環境
- ③住宅・都市
- ④国土保全・交通
- ⑤行政機能・情報通信

#### (2) 横断的分野

- ①協働・コミュニティ

# 第4章 脆弱性評価 (本編P8～13)

## 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化基本法第9条においては、「脆弱性評価」は国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していくうえで必要なプロセスとされており、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、総合計画で取り組む施策等について、取組状況や課題を把握し、事態の回避という視点から、分析・評価を行いました。

## 2 脆弱性評価の結果

### (1) 全体事項

- ①ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要
- ②代替性の確保・向上
- ③住民との協働、民間との連携が必要

### (2) 事前に備えるべき目標ごとの脆弱性評価

本編P9～13を参照ください。

# 第5,6章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策①

(本編P14~30)

## 保健・医療・福祉分野

(主な重点方策とKPI)

- 被災地における感染症等の大規模発生を防ぐため、
  - ⇒ 日常的な健康づくりの推進【健診受診率 59.5% (R2) → 60% (R5)】  
感染症の予防強化【予防接種接種率 97.3% (H30) → 98% (R5)】
- 医療・福祉機能等の麻痺を防ぐため、
  - ⇒ 平時から関係機関との連携強化  
【災害時応援協定締結数 36協定 (R2) → 40協定 (R5) ※他分野共通】
- 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、
  - ⇒ 地域の支え合い活動の支援  
【地域で支え合う地域自治活動が活発に行われていると思う人の割合  
53.0% (R1) → 60.0% (R5)】  
【住民主体の集いの場の設置数 95か所 (H30) → 100か所 (R5)】  
など

※上記は一例です。詳しくは本編をご覧ください。

## 第5,6章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策②

(本編P14～30)

### 産業・環境分野

(主な重点方策とKPI)

- 食料の安定供給の停滞、農地の荒廃による被害の拡大等を防ぐため、  
⇒ 農業の担い手確保・育成【新規就農者数 3経営体 (R1) → 5経営体 (R5)】  
農地保全対策の推進【荒廃農地面積 65ha (R1) → 64ha (R5)】

- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、  
⇒ 林業の担い手確保・育成 【森林経営計画面積 10% (R1) → 20% (R5)】

など

※上記は一例です。詳しくは本編をご覧ください。

# 第5,6章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策③

(本編P14～30)

## 住宅・都市分野

(主な重点方策とKPI)

- 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、  
⇒ 空家対策の推進【管理が行われていない空き家数 52件 (H30) → 47件 (R5)】
- 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、  
⇒ 町営住宅整備方針の策定【町営住宅整備方針策定 未作成 (R1) → 策定 (R5)】
- 被災地における感染症等の大規模発生を防ぐため、  
⇒ 上水道の適切な維持管理  
【岩手中部水道企業団へ移管された簡易給水施設の数 0施設 (R1) → 5施設 (R5)】  
⇒ 下水道施設の適切な維持管理【ストックマネジメント計画の適時更新】

など

※上記は一例です。詳しくは本編をご覧ください。

# 第5,6章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策④

(本編P14～30)

## 国土保全・交通分野

(主な重点方策とKPI)

- 直接死、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給の停止を防ぐため、
  - ⇒ 道路環境の整備促進、幹線道路等の整備促進、道路ネットワークの整備
    - 【道路施設の老朽化に起因する事故件数 1件 (H30) → 0件 (R5)】
    - 【道路の改良延長 585.1km (H30) → 587.1km (R5)】
    - 【道路の舗装延長 384.2km (H30) → 388.2km (R5)】
- 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を防ぐため、
  - ⇒ 雨水排水施設の維持・更新の促進
    - 【町全域における浸水被害件数 517件 (H25) → 0件 (R5)】
    - 【大坪川排水区における浸水被害件数 0件 (R1) → 0件 (R5)】
    - 【下川原ポンプ場の操作訓練の実施 (年1回)】
- 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生を防ぐため、
  - ⇒ 除雪体制の強化【除雪車両の更新台数 4台 (R2) → 5台 (R5)】

※上記は一例です。詳しくは本編をご覧ください。

# 第5,6章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策⑤

(本編P14～30)

## 行政機能・情報通信分野

(主な重点方策とKPI)

- 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、
  - ⇒ 行政機能継続への体制強化【事業継続計画の定期的な見直し実施】
  - ⇒ 関係機関との連携強化、災害時応援協定の拡充
    - 【災害時応援協定締結数 36協定 (R2) → 40協定 (R5) ※他分野共通】
- 情報伝達の不備・麻痺・長期停止からくる避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐため、
  - ⇒ 時代に合わせた情報伝達方法の構築
    - 【情報弱者への個別受信機の配布実施 (R2)】
    - 【町の15歳以上の人口に占める防災アプリの利用率 1.5% (R1) → 30.0% (R5)】
    - など

※上記は一例です。詳しくは本編をご覧ください。

# 第5,6章 脆弱性評価の結果に基づく対応方策⑥

(本編P14～30)

## 協働・コミュニティ分野

(主な重点方策とKPI)

- 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生を防ぐため、
  - ⇒ 地域防災力の強化【自主防災組織の結成 85% (R2) → 100% (R5)】
  - ⇒ 関係機関との連携強化、災害時応援協定の拡充  
【災害時応援協定締結数 36協定 (R2) → 40協定 (R5) ※他分野共通】
- 防災意識の低さからくる避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐため、
  - ⇒ 防災意識の向上【地域研修会参加数 13回/年 (R2) → 20回/年 (R5)】

など

※上記は一例です。詳しくは本編をご覧ください。

# 第7章 計画の推進と進捗管理 (本編P31)

## 1 推進体制

- 住民をはじめ、国、県、民間等と相互に連携して推進します。
- 被害想定や各種リスク情報、取組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組みを展開します。

## 2 計画の進捗管理

- 計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはPDCAサイクルにより実施します。
- 総合計画前期基本計画の目標設定と連動したKPIを検証します。

## 3 計画の見直し

- 社会や経済の情勢等の変化により計画を変更する必要がある場合には、計画期間内においても適時見直しを実施します。